

大学院制度等の変遷

年	大 学 院 制 度 等
明治19年	<p>帝国大学令</p> <p>【大学院の目的】 「……大学院ハ學術技芸ノ蘊奥(ウンオウ)ヲ攷究(コウキウ)シ……」</p>
大正7年	<p>大学令</p> <p>【大学院の概念】 「学部ニハ研究科ヲ置クベシ、數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ……大学院ヲ設クルコトヲ得」</p>
昭和22年	<p>学校教育法の制定</p> <p>【大学院の概念】 従来の研究科の集合体としての大学院という概念に代えて、教育研究組織としての課程制大学院という概念を導入</p>
昭和49年	<p>①大学院設置基準の制定</p> <p>従来の大学基準協会による大学院基準に代わるものとして、初めて法令で課程の設置と区分、修士課程及び博士課程の目的、修業年限等を制度化</p> <p>②学位規則の改正</p> <p>大学院の課程を修了した者に学位を授与することとするよう、課程の修了と学位の関係を明確化</p>
昭和51年	<p>学校教育法の一部改正</p> <p>①大学院大学の制度化 ②大学院の入学資格に修士課程修了者を追加 →博士後期課程のみの独立研究科、独立専攻の設置を想定し独立研究科、独立専攻に関わる法令を整備</p>
昭和60年	複数学部を基礎とした学際的・総合的な大学院（いわゆる総合大学院）を設置（固有の教官定員と固有の施設を措置）
昭和62年	国公立大学の大学院の設備整備を対象とした大学院最先端設備費を導入（はじめて固有の設備を整備）
昭和63年	<p>「大学院制度の弾力化について」（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院制度の柔軟化（独立大学院、早期入学、修士を持たない社会人の博士入学、「標準」修業年限、単位互換等） ・高度の専門的能力を身に付けた人材の養成（博士課程の目的、実務家教員、夜間教育（修士）等）
平成元年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程の目的 「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、「標準」修業年限や実務家教員、修士及び博士の早期卒業、夜間に教育を行う修士課程等に関する規程等を追加
平成3年	<p>「学位制度の見直し及び大学院の評価について」（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程制大学院制度の趣旨の徹底や研究の進展への対応（学位授与の円滑化、博士の学位の種類列挙の廃止等） ・大学院の自己評価の制度化（評価項目の例示等） <p>学位規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士及び博士の種類を廃止 <p>「大学院の整備充実について」（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院の教育研究組織の整備 ・大学院の量的整備 <p>「大学院の量的整備について」（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量的整備目標の策定（平成12年度時点で現在の規模の2倍程度、分野ごとの方向性） ・量的整備に関連する施策（科目等履修生、長期在学コース、教育研究指導の場の弾力的な設定）
平成5年	<p>「夜間に教育を行う博士課程等について」（答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間教育（博士）の導入 <p>大学院設置基準の一部改正</p>

年	大 学 院 制 度 等
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に教育を行う博士課程に関する規定等の追加 「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」（報告） ・体系的なカリキュラムや流動性の欠如、国内の交流や国際交流に関する現状と課題点のまとめ
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」（答申） ・研究科と学部とを同等の基本的な組織へ ※「大学院における教育研究活動が中心的役割を担っている大学においては」 ・教育研究システムの柔構造化(学部の早期卒業、秋入学、修士1年制・長期課程の制度化等)
平成11年	<p>学校教育法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科を学部と同等の基本的な組織として法令上明確化 <p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人学生(修士)の年限短縮に関する規定の追加 ・専門大学院の制度化(修士課程の一形態) 「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」 ・専攻ごとに置くべき教員の数や専攻当たりの入学定員の一定規模数について告示
平成14年	<p>学校教育法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院の目的規定の改正 「<u>学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与</u>」 <p>21世紀COEプログラム(～平成21年)</p>
平成15年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院を設置するのに必要な最低基準であることを明示するとともに、高度職業人養成が大学院の目的に含まれることを明記 ・複数の大学が協力して教育研究を行う研究科に関する規定の整備 <p>専門職大学院設置基準の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院のうち高度専門職業人養成の目的に特化した大学院を専門職大学院として規定し、関連の制度を整備
平成17年	<p>我が国の高等教育の将来像（答申）</p> <p>新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育の実質化(教育課程と研究指導の確立、多様な社会部門と連携した人材養成機能、教育研究環境・流動性等) ・国際的な通用性、信頼性の向上(評価の確立、国際貢献・国際競争等) <p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的の明確化、教育課程の編成、成績評価基準等の明示に関する規定を追加 ・修士論文以外の研究成果による修士課程の修了に関する規定の整備 <p>大学院教育振興施策要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルCOEプログラム(H19～H26年) ・大学院教育改革支援プログラム(H19～H24年)
平成19年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士2年以上、博士3年以上の標準修業年限に関する規定を夜間大学院以外にも拡大
平成20年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同教育課程に関する規定の整備
平成23年	<p>グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラムとしての大学院教育の確立(課程制大学院制度の趣旨、組織体制の確立、情報公開、キャリアパス等) ・グローバルに活躍する博士の養成(学位プログラム、拠点形成、協働教育等) <p>第2次大学院教育振興施策要綱</p> <p>博士課程教育リーディングプログラム(H23～R2年)</p>

年	大 学 院 制 度 等
平成24年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士論文研究基礎力審査の導入
平成26年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連携専攻の設置に関する規定の追加。
平成27年	<p>「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」（審議まとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系的・組織的な教育、質保証、社会人学生、キャリアパス、規模の確保、学内資源の重点配分等 ・卓越大学院(仮称)の形成
平成28年	<p>第3次大学院教育振興施策要綱</p> <p>卓越大学院プログラム(H30～R9年予定)</p>
平成30年	<p>2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）</p> <p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例の追加
平成31年	<p>「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」（審議まとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立(3ポリ公表義務化、教育研究組織の柔軟な見直し等) ・各課程に共通して/各課程ごとに求められる教育の在り方(コースワーク、学位プログラム、学部との接続、社会とのミスマッチ解消等)
令和元年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」の制度化 ・履修証明プログラムへの単位授与 <p>学校教育法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三つの方針」の策定・公表の義務化 <p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文に係る評価にあたっての基準の公表の義務化 ・学識を享受するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供の努力義務化
令和2年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位互換及び既修得単位認定の柔軟化 ・既修得単位等を勘案した在学期間の短縮(社会人学生を想定)
令和3年	<p>大学院設置基準の一部改正①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携科目の開設に関する規定の整備(大学設置基準の準用) <p>大学院設置基準の一部改正②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修証明プログラムへの単位授与・認定
令和5年	<p>人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（～12年予定）</p> <p>「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について」（審議まとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的評価の向上と認知の拡大 ・幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化 ・情報公表の促進
令和6年	<p>学校教育法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者の選抜及び外国人留学生の数に関する教育研究活動等の情報公表の義務化 ・標準修業年限以内で修了した者の占める割合等についての情報公表の義務化
令和7年	<p>我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）</p> <p>未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業</p>